≪資料 3≫

小川町地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、小川町地域公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第７条第６項の規定に基づき、小川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（公開又は非公開の決定）

第３条　前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

（会議録の作成等）

第４条　議長は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

⑴　開催日時及び場所

⑵　会議の公開（非公開・一部公開）とその理由

⑶　出席委員

⑷　議題及び議事の要旨

⑸　その他議長が必要と認めた事項

２　会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

（会議録の公開）

第５条　会議録及び会議資料は、公開する。ただし、第２条第１項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、この限りではない。

２　会議録及び会議資料の公開方法は、町ホームページによる公表又は協議会の事務局における閲覧によるものとする。

（傍聴）

第６条　会議は傍聴することができる。

２　傍聴人は会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（傍聴者の定員）

第７条　傍聴人の定員は、１０人とする。

（傍聴の手続き）

第８条　会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

２　傍聴の受付は、会議開始１５分前に会議場入口において行う。

３　傍聴希望者が１０人を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。

（会議場に入ることができない者）

第９条　次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

⑴　凶器その他危険なものを持っている者。

⑵　酒気を帯びていると認められる者。

⑶　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者。

⑷　笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者。

⑸　前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者。

（傍聴人の遵守事項）

第１０条　傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑵　談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。

⑶　はちまき、腕章又は襷の着用その他示威行為をしないこと。

⑷　飲食又は喫煙をしないこと。

⑸　みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

⑹　前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影及び録音）

第１１条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音をしてはならない。

（職員の指示）

第１２条　傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第１３条　傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（補則）

第１４条　この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年９月１４日から施行する。